

# 2017年度派遣 日本人大学院生奨学金 奨学生募集要項

2016年4月  
(公財)経団連国際教育交流財団

経団連国際教育交流財団は、教育面における国際交流を通じて、わが国と諸外国との相互理解の促進に資することを目的に、1976年に設立された。

当財団では奨学事業の一環として、一般社団法人東京倶楽部の協力を得て、将来、研究者として活躍することが期待される奨学生の募集を行う。

## 1. 募集人員（海外の大学または大学院への留学生）

- (1) 経団連国際教育交流財団奨学生（専攻分野、留学先国ともに不問）：1名
- (2) 東京倶楽部奨学生（専攻分野不問。イギリスに留学する者）：1名

※ 上記(1)、(2)ともに、以下の事項共通。(2)については、採用時に決定し、支給内容については経団連国際教育交流財団の規定に準ずる

## 2. 奨学金支給対象期間

留学を開始する2017年度中の新学期からの留学先大学(大学院)在学期間中（1年間または2年間）

## 3. 奨学金支給内容

年間350万円を一律支給（使途は留学先の学費、生活費等、留学に関わる支出に限る）

## 4. 応募資格

- (1) 日本国民（外国籍を併せて有する者を除く）
- (2) 応募時に財団の指定するわが国の大学院に在学し、2017年度中に留学を開始する者（研究生は応募不可）
- (3) 2017年3月31日現在において在学期間が修士・博士両課程通算満5年以内の者
- (4) 学業、人物ともに優秀であって、広く社会に貢献し、将来、研究者として活躍する意志を持つ者
- (5) 留学先の公用語による意思伝達が十分可能な者
- (6) 健康状態が良好な者
- (7) 海外の大学または大学院に1年以上留学した経験がない者
- (8) 他の給付型奨学金を受ける予定がない者（併願は可）  
(留学先大学で授業料の減免を受けること、生活費の助成を受けることは可)
- (9) >英語圏へ留学希望の場合、TOEFLの成績がiBT 92点(PBT 580点)以上もしくはIELTSの成績が6.5以上であること  
>英語圏以外への留学希望者で、当該国の公用語を主に研究に使用する場合、ZD(ドイツ語)、DAPF(フランス語)等の主要な語学検定試験をあらかじめ受験していること  
>英語圏以外への留学希望者で研究に使用する言語が英語の場合は、英語圏へ留学希望の場合に準ずる（この場合、研究に英語を使用することを証明する資料を添付のこと）  
>語学検定試験のない言語を研究に使用する場合は、その言語の語学力を客観的に証明する書類を提出できること

## 5. 応募書類の提出（応募者全員分を大学でとりまとめてお送りください）

(1) 提出書類：選考に際し、選考委員等関係者に応募書類のコピーを配布します

\* 語学検定試験成績証明書等、日本語または英語以外の書類には全て和訳を添付すること

a. 願書（別紙様式、上部に5×4 cmの上半身・脱帽・3カ月以内に撮影の写真貼付）

日本語(A4判2枚)および英語(A4判1枚) 各1部

b. ①学長または研究科長の推薦状と②指導教員の推薦状

日本語もしくは英語（指導教員が外国人の場合など）(A4判片面、各2枚以内) 各1部

c. 大学および大学院における学業成績証明書

日本語（学部から現在までの成績をすべて含めること） 各1部

d. 2014年9月以降受験の語学検定試験成績証明書写しまたは語学力証明書

\* A4判片面に揃えること

\* TOEFL、IELTSの場合は、顔写真入りの成績証明書を表面・裏面各々片面コピーすること

e. 研究内容の概要

日本語と留学先での研究に使用する言語

(A4判片面、各2枚以内、カラー不可) 各1部

\* 専攻しているテーマおよび留学先で専攻しようとするテーマについて簡潔にまとめること

\* 1枚目に応募者の大学・大学院名、氏名を明記すること

(2) 応募受付期間：2016年8月29日(月)～9月16日(金) 必着

\* 配達記録の確認できる方法でお送り下さい

(3) 提出先：

(公財)経団連国際教育交流財団

〒100-8188 東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館 内

TEL 03-6741-0162 (財団事務局直通)

## 6. 選考方法

(1) 第一次選考：書類選考

(2) 第二次選考：日本語と留学先での研究に使用する言語による面接

面接の時期は2016年11月(予定) 於 経団連会館(東京・大手町)

\* 詳細については、第一次選考通過者に直接、電子メールでご連絡します

## 7. 選考結果の通知

選考結果は大学、応募者双方に通知する

## 8. その他

(1) 応募書類は返却しない

(2) 留学を希望する大学(大学院)への出願は応募者が各自で行うこと

(3) 奨学生に採用された者が応募資格を満たさなくなった場合および大学(大学院)への入学を許可されなかった場合には奨学生としての資格を失う

以上